

# 岡山県循環型社会形成推進条例 － 持続可能な地域社会づくり －

駒 井 俊 彦

岡山県 生活環境部 廃棄物対策課 一般廃棄物・循環資源係  
〒700-8570 岡山市内山下 2 - 4 - 6  
(平成14年 5 月27日 受理)

## 1. はじめに

地球温暖化，ダイオキシン類など有害化学物質による汚染，生活排水による水質汚濁，最終処分場の不足，落書きや空き缶のポイ捨て，光害など地球規模の問題から生活に身近な問題まで複雑・多様化する環境問題に県として適切に対処していくため，「環境先進県おかやま」をめざして，全国に先駆けた内容を盛り込んだ3本の条例を平成13年12月に制定した。

この3本の条例のうち廃棄物・リサイクル分野を対象とした条例として「岡山県循環型社会形成推進条例」を制定したところであるが，この条例の制定の背景，内容，今後の課題について以下順次述べていくこととする。

## 2. 条例制定の背景

大量生産，大量消費，大量廃棄の社会経済システムからの環境への負荷の蓄積は，自然のもつ浄化能力の限界を超えており，社会経済システムやライフスタイルを見直し，とりわけ社会経済システムにおける物質循環の確保を図ることが喫緊の課題となってきた。

この物質循環の確保を図るためには，大量の天然資源が投入され，大量の廃棄物が発生している現状から，廃棄物等の発生を抑制し，廃棄物等のうち有用なものはできる限り有効に活用し，やむを得ず発生した廃棄物等は適正処分していくことが求められている。

このような状況のもと平成12年には，循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法が相次いで制定され，循環型社会の形成に向けた法制度の整備が急速に進展した。

一方，地方分権を推進する観点から平成11年度に改正された地方自治法の規定により，廃棄物問題など住民に身近な問題についての地方公共団体の役割が重要性を増してくるとともに，いわゆる自治立法権が拡充されたところである。

## 3. 岡山県の現状

工業地帯をもつ当県においては，特に産業廃棄物の発生は年間1100万トンを超える高水準で推移しており，一般廃棄物についても70万トンを超えて発生しており，特に発生ベースでは，減少する傾向が見られない。

また，最終処分場の残余容量も産業廃棄物においては5年（平成十二年度末時点）程度，一般廃棄物においては8年（平成十一年度末現在）程度と逼迫している状況にあり，特に産業廃棄物の最終処分場の新たな設置は困難な状況にある。

#### 4. 岡山県の廃棄物・リサイクル施策

当県においては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理対策を中心に施策展開を行ってきたところであるが、「もの」の廃棄後の対策を下流対策とし、製造、流通、消費の対策を中・上流対策とするのであれば、いわゆる下流対策を中心に施策を展開を行ってきたところであり、物質循環の確保を行っていく上では、「もの」の生産、流通、消費、廃棄、そしてリサイクルというライフサイクル全般をにらんだ総合的な対策を実施していくことが県レベルにおいても求められる。

#### 5. 条例制定の必要性

今まで述べてきたような背景や現状等から、廃棄物・リサイクル対策は、県として取り組むべき最重要課題のひとつである。

県としても、循環型社会の形成を目的として、国、県、市町村、県民、事業者との適切な役割分担を踏まえ、先般、拡充整備された法制度と相まって、当県の実状に応じた施策を計画的かつ効果的に推進していく必要がある、そのためには、当県としてめざすべき循環型社会の姿を明らかにするとともに、当県として取り組むべき基本的な施策を定める条例を制定する必要がある。

また、当県の具体的な実状に応じた上流対策を効果的に推進していくため、資源の有効利用を図るための規定を当該条例に具体的に規定する必要がある。

#### 6. 条例制定に当たっての検討

##### 6.1 検討の経緯

平成13年3月岡山県環境審議会に条例のあり方について諮問後、公聴会やパブリックコメントの募集を行い、これらの意見を踏まえて、当環境審議会でも4回にわたり検討を重ね平成13年11月に当審議会より答申をいただいた。

この答申を受け、平成13年12月議会において可決成立し、平成12年12月21日に公布された。

##### 6.2 検討の内容

###### 6.2.1 基本的な考え方

###### 6.2.1.1 目的

社会経済システムにおける物質循環の確保を図り、持続可能な社会の実現を図ることが最終目的である。

循環という言葉は、窒素、炭素、水などの自然界における循環もあるが、経済社会システムが自然界に与える環境への負荷をできる限り低減することの緊急性から社会経済システムにおける物質循環に焦点を当てたものである。

###### 6.2.1.2 対象

条例の目的を実現するため、廃棄物・リサイクル対策からのアプローチが有効である。

つまり、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを見直して行くためには、廃棄物等の発生をできる限り低減させ、やむを得ず発生した廃棄物等はできる限り循環的な利用に努め、最後に廃棄物の適正処理を行うことが極めて有効であり、また喫緊の課題であることから、この条例では、廃棄物・リサイクル分野を対象とした。

###### 6.2.1.3 地域からの視点

循環型社会の形成は地域における取組が基礎となるものである。

国レベルの法制度は整備されたが、生活に身近な廃棄物問題は特に、地域の各構成員の自発的かつ積極

的な取組が極めて重要であり、特に事業者、県民、市町村が自主的に取り組んでいくことが重要である。

県としては、そのための環境整備を行っていくことが重要である。

## 6.2. 2 役割分担

### 6.2. 2. 1 廃棄物分野

廃棄物分野においては、概ね一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は県とされている。

(ただし、廃棄物処理計画(一般廃棄物と産業廃棄物に関する計画)の策定や、一般廃棄物の適正処理に係る市町村への技術的な支援など一部の事務は県の事務とされる。)

### 6.2. 2. 2 リサイクル分野

循環型社会形成推進基本法や資源有効利用促進法などでは県と市町村の責務が個別に規定されておらず、地方公共団体の責務として一括して規定されている。

### 6.2. 2. 3 県の役割

地域に身近な行政は、基本的に基礎的な自治体である市町村が担うべきものであることから、単独の市町村の区域を超えて広域にわたり行うことが適当と認められる事務を行うことを基本とし、あわせて、市町村間の施策の相互調整や、市町村に対する技術的な支援を行うことを役割とすることが適当である。

また、この視点から県の行う基本的な施策を具体的に条例に規定するものである。

## 6.2. 3 環境への負荷

環境への負荷には、大気、水質、土壌の汚染、人体や生態系への影響、地球温暖化など地球レベル環境問題、廃棄物の発生やエネルギーの消費など様々な要素があり、廃棄物・リサイクル対策は喫緊の課題であるが、リサイクルさえされれば、エネルギーの大量消費など他の環境負荷の問題を引き起こしていいということにはならない。

したがって環境への負荷を総合的に評価していく視点も必要である。

## 7. 条例の概要

### 7.1 目的

地域の構成員の自発的かつ積極的な取組により、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が図られることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の実現を図る。

### 7.2 定義

各用語の定義は、循環型社会形成推進基本法と同様であり、この条例では、法と同様に廃棄物・リサイクル分野を対象とする。

### 7.3 基本原則

循環型社会形成に向けての基本原則として廃棄物の処理及びリサイクルの優先順位を循環型社会形成推進基本法と同様に、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正な処分と定める。また、循環法では明らかにされていない処理の優先順位によらないことができる場合として天然資源やエネルギーの消費、有害な物質の環境への影響などさまざまな環境への負荷を総合的に評価した結果、環境負荷の低減に効果があると認められる場合は、この処理の優先順位によらないことができることとする。

### 7.4 役割分担

岡山県 市町村越えて行う施策の策定実施

事業者 排出者責任、生産者責任を踏まえた生産活動等

県民 排出者責任を自覚した消費生活の実施等

## 7.5 基本的な施策

岡山県の廃棄物・リサイクルの現状と課題を踏まえ、自然界における健全な物質循環のための施策等にも等にも配慮し、県として取り組むべき循環型社会の形に関する基本的施策を定める。

- 一 県による率先行動
- 二 必要な知識の普及等の措置
- 三 再生品の使用促進
- 四 廃棄物処理の際の環境負荷低減対策
- 五 経済的措置(税や補助金など)
- 六 施設整備の促進
- 七 市町村への支援
- 八 県民等の自発的な活動の促進
- 九 調査の実施
- 十 技術開発の支援

## 7.6 資源の有効な利用の推進

資源の有効な利用を促進するために必要な具体的な措置を定める。

- 一 環境物品等の調達推進  
環境物品等の県の調達方針を定める。
- 二 廃棄物等の排出抑制等の対策  
多量に排出される廃棄物等の排出抑制の指針を定め公表する。  
指針には、排出抑制等の目標値や県民事業者が取り組むべき事項等を定める。
- 三 再生品の使用を促進する措置  
再生品の使用促進のための指針を定める。  
この指針には、特に使用を促進すべき再生品の品目ごとの循環資源の使用されている割合や当該再生品の安全性や品質に関する事項等を定める。
- 四 循環型社会の形成を促進する製品等の認定
  - ① 再生品など循環型社会の形成に資する製品を岡山県エコ製品として認定し、当該製品の積極的な使用とPRに努める。
  - ② 循環型社会の形成を促進すると認められる事業所を認定し、その取組をPRするなど奨励策を実施する。
- 五 循環型社会形成推進事業の承認  
循環型社会の形成を推進するモデル的かつ先進的な事業を承認し、必要な支援を行う。
- 六 循環型社会形成のための情報拠点
  - ① 循環資源の総合的な情報発信基地として公益法人を指定する。
  - ② 指定を受けた公益法人は、循環資源に関する県内のあらゆる情報の発信及びデータベースの整備、学習機会の提供等必要な業務を行う。

## 7.7 循環型インフラ整備

循環型社会を形成していくためのインフラ整備基本的な枠組みを示したもので、循環資源の循環的な利用と適正な処理を図るため、公共関与により、民間、市町村、県が適切な役割を分担し、広域的かつ拠点

的な施設整備を進める制度を創設する。

一 センターの指定

広域的な循環資源の循環な利用及び適正処分の確保を図るため、必要な業務を行う者を「循環資源処理センター」として指定する。

二 センターの業務

循環資源処理施設の整備，運営等

三 県の役割

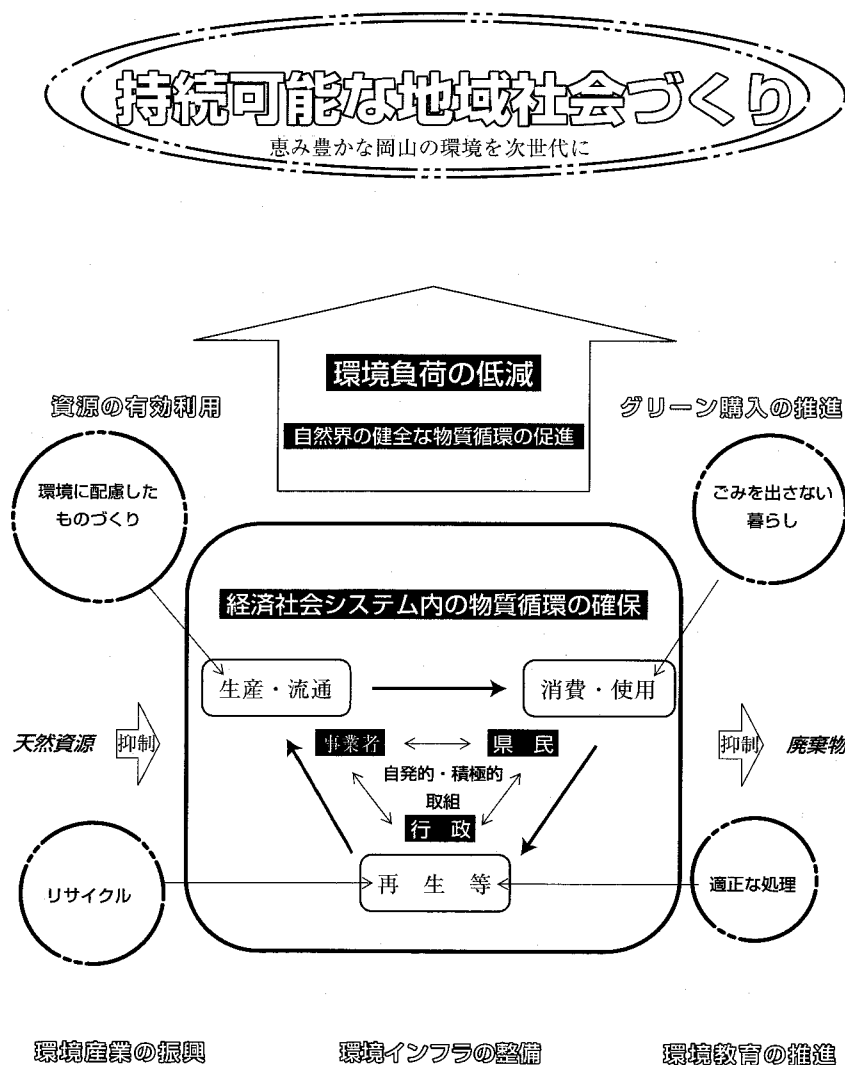
循環資源処理センターに対して，県は，必要な支援に努めるものとする。

7.8 条例の施行日

平成14年4月1日から施行する。

ただし，7.6 資源の有効な利用の推進2～5の規定は，平成14年10月1日から施行する。

## 岡山県のめざす循環型社会のイメージ



## 岡山県

# 条例のポイント

## 条例のめざす循環型社会

大量生産，大量消費，大量廃棄の一方通行型の社会を見直し，県民，企業，行政が力をあわせて，資源やエネルギーを有効に使い，そして，ごみをきちんと処分する環境を汚さない地域社会づくりです。

## 条例の基本的な考え方

### — ごみの処理やリサイクルの優先順位 —

- |  |       |
|--|-------|
| I 何よりもごみを出さないことが大切                     | ①発生抑制 |
| II 出てしまったごみはできるだけ循環的に利用（資源やエネルギーに有効利用） | ②再使用  |
| (1)不要になったものはできるだけ繰り返し使う                | ③再生利用 |
| (2)繰り返し使えないものはできるだけ資源としてリサイクルする        | ④熱回収  |
| (3)資源として使えないものは，燃やしてその熱を利用する           | ⑤適正処分 |
| III どうしても使えないごみはきちんと処分すること             |       |

上記優先順位を基本としますが，資源・エネルギーの消費や環境への影響などの環境への負荷を総合的に評価した結果，上記優先順位によらないことが環境への負荷の低減に効果があると認められる場合は，上記優先順位によらないことができることとします。

## 物質循環のフローと処理の優先順位

